

第二十三回国会

参議院議院運営委員会會議録第十号

昭和三十年十二月十三日(火曜日)午前十一時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 石原幹市郎君
理事 剣本 亨弘君
寺本 廣作君
天田 勝正君
藤田 進君
加賀山之雄君

委員

雨森 常夫君
石井 桂君
斎藤 昇君
柳原 亨君
佐藤清一郎君
高橋 衛君
宮田 重文君
横川 信夫君
東 隆君
小林 武治君
河井 彌八君

事務局側

事務局長 芥川 治君
参事(事務次長) 河野 義克君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君
参事(記録部長) 丹羽 寒月君
参事(警務部長) 佐藤 忠雄君
参事(庶務部長) 渡邊 猛君
参事(議事課長) 海保 勇三君

本日の会議に付した案件

○常任委員の辞任及び補欠に関する件
○議院運営小委員予備員の補欠選任の件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○社会保障制度審議会委員の推薦に関する件

○委員長(石原幹市郎君) これより議院運営委員会を開会いたします。
第一、常任委員の辞任及び補欠に関する件を議題に供します。

○参事(海保勇三君) 自由民主党から、内閣委員の遠藤柳作君、大野木秀次郎君、植竹春彦君、社会労働委員の三木與吉郎君、商工委員の西川弥平治君、文教委員の中川幸平君が辞任され、内閣委員に西川弥平治君、三木與吉郎君、中川幸平君、社会労働委員に大野木秀次郎君、商工委員に遠藤柳作君、文教委員に植竹春彦君を指名されたというお申し出がござい

○委員長(石原幹市郎君) ただいま報告の通り決することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石原幹市郎君) 次に、議院運営小委員予備員の補欠選任の件を議題に供します。
○参事(宮坂完孝君) 緑風会から、議院運営小委員予備委員の館哲二君が辞任せられまして、小林武治君が互選になつております。

○委員長(石原幹市郎君) ただいま報告の通り決することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石原幹市郎君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案の討論に入ります。
〔賛成者挙手〕
○委員長(石原幹市郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(石原幹市郎君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。便宜事務局長から説明をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○事務局長(芥川治君) ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について提案理由の説明をいたします。

○委員長(石原幹市郎君) 衆議院議長から提出の法律案であります。一般職の職員例によつて各議院の議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が十二月十五日に受けるべき期末手当の額を増額する必要があると提案されたのであります。この歳費、旅費及び手当等に関する法律の第十一條の第二項中百分の百五十を百分の二百に改めるといふのであります。これが予算措置につきましましては、既定予算の節約によつて実行することに政府当局とも打合せ済みであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。
○委員長(石原幹市郎君) 御質疑のあらうのかは……
○天田勝正君 これは予備審査でござ

いましうか。すでに衆議院を通過されているのでございまいしうか。
○事務局長(芥川治君) すでに衆議院は通過いたしまして、本審査でござい

○委員長(石原幹市郎君) ほかに御質疑は……
ほかに御発言もなければ、これより討論に入ります。
別に御発言もなければ、これより採決いたします。

○委員長(石原幹市郎君) 御賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(石原幹市郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容等につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石原幹市郎君) 御異議ないと認めます。

また本院規則の定めるところにより、本案に賛成の諸君は、順次御署名を願います。
多数意見者署名
剣本 亨弘君 寺本 廣作君
天田 勝正君 藤田 進君
加賀山之雄君 雨森 常夫君
石井 桂君 斎藤 昇君
柳原 亨君 佐藤清一郎君
高橋 衛君 宮田 重文君
横川 信夫君 東 隆君
小林 武治君

十二月十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は同日)
一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第

第十五部 議院運営委員会會議録第十号 昭和三十年十二月十三日【参議院】

一

一

八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第二項の規定の昭和三十年における適用については、同項中「百分の二百」とあるのは「百分の百五十をこえ百分の二百をこえない範囲内において、両議院の議長が協議して定める割合」と読み替えるものとする。

3 昭和三十年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。